

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ワールドホールディングスと称し、英文ではWORLD HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業及びこれに附帯関連する事業を営むこと、並びに次の事業及びこれに附帯関連する事業を営む国内及び外国会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
2. 紹介予定派遣事業
3. 有料職業紹介事業
4. 労働者募集、人材育成・能力開発・技術向上のための教育・指導に関する企画立案及び実施運営の受託
5. 下記の業務の請負、受託業及び委託業
 - (1) 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検、保守、管理
 - (2) 金属加工機械の製造
 - (3) 自動車・自動車部分品・自動車付属品の製造及び検査
 - (4) 電気製品(音響用、映像用、照明、厨房用、冷暖房用)の製造、組立、修理
 - (5) 貨物運送における物品の仕分け、梱包及び発送の管理
 - (6) 発電機、電動機等の回転電気機械器具の製造
 - (7) 変圧器類、開閉装置、配電盤、電力制御装置の製造
 - (8) 企業における雇用管理帳簿の記帳
 - (9) 惣菜、菓子、パン、缶詰、食肉製品、医薬品、化粧品、石油製品、石炭製品の製造
 - (10) 企業における研究開発、ソフトウェア開発
 - (11) 機械設計、電気・電子設計、設備・プラント設計
 - (12) 市場調査並びに各種マーケティングリサーチ
6. コンピュータハードウェア及び周辺機器並びにソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及びメンテナンス
7. オフィス・オートメーション機器及びこの付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事並びにメンテナンス
8. 画像処理装置及びシステムの製造、販売
9. 半導体製造装置及び電子部品製造装置並びにこれらに関連するシステム、部品等の開発、製造、販売及び輸出入
10. 機械装置その他各種プラントの設計、製作、施工、販売、修理及び保全管理
11. 電気計装設備工事の設計、施工、監理
12. 産業用機械装置の設計、施工、販売、輸出入及び保守管理
13. 産業用機械の設計、製作及びこれに附帯する工事施工の請負
14. 各種設備機器のリース事業
15. 電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス
16. 建築工事及び土木工事の請負、施工、設計・工事監理並びにこれらの仲介、斡旋
17. 設備工事の設計、施工、監理、保守、請負及び建築資材の販売
18. 各種建築物の建設計画、企画、設計、設備管理及び施行
19. ビルの総合清掃、警備の請負及びビルメンテナンス業
20. 電気通信工事業
21. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務

22. 省エネルギー設備に関する設計、企画、販売及びコンサルタント業務
23. 環境改善に関するコンサルタント業務
24. 物流センターの管理、運営及び物流情報の収集、処理業務
25. 倉庫業
26. 経営に関するコンサルタント業務
27. 情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務
28. 企業の販売促進活動の企画業務
29. 広告宣伝及び販売方法の指導の企画の立案並びに実施、これに使用される手引書・パンフレット等の作成
30. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びこれらの仲介
31. 不動産の鑑定及び不動産に関するコンサルティング業務
32. 生命保険の募集に関する業務
33. 損害保険代理業務
34. 金銭の貸付及びこの斡旋、債務の保証・引き受け、各種債権の売買並びにファクタリング
35. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡県北九州市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、54,000,000株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 7 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 10 条 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。
- 2 前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

- 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

- 第 12 条 株主総会は、代表取締役が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

- 第 13 条 株主は、当社の他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- 2 会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第 16 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 17 条 取締役は、1 5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 18 条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 20 条 当社は取締役会の決議により、取締役の中より、会長 1 名および社長 1 名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 21 条 会長および社長は、当社を代表する。
2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役を選任することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 22 条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
2 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2 当社は社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 30 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う。

(報酬等及び退職慰労金)

第 37 条 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 39 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日または 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3 当社は、会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(除斥期間)

第 45 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

1 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。